

第5章

基盤整備の方針

第5章 基盤整備の方針

本市では、介護保険施設等の基盤整備について、入所待機者の状況や地域の基盤整備状況等からサービスを必要とする人の人数を適切に把握し、保険者として適正に介護保険事業を運営できるよう、計画的に介護保険施設等の基盤整備を推進します。

基盤整備にあたっては、中長期的な人口の動向と介護サービス需要の見込みを踏まえ、県による広域調整や既存施設の有効活用など、効率的な整備を進めます。

また、介護保険外サービスについても、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて重要となるため、必要に応じて老人福祉事業の基盤整備に努めます。

1 主なサービスの整備方針（計画期間内施設整備計画）

（1）施設・居住系サービス

<広域型サービス>

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、令和5（2023）年10月時点での入所希望者数が約170人ですが、ほとんどが満床です。しかし、本計画中に3施設（238床）の新規整備を見込んでおり、上述の希望者が概ね入所できる見通しです。

介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護は、現状の給付実績等や埼玉県平均との比較では、サービス提供状況が充足していると考えられます。

なお、以上の施設の整備・規制等については、埼玉県が指定権者です。

また、軽費老人ホーム（ケアハウス含む）、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅においては、埼玉県に対して届出・登録申請を行うこととなっています。

<地域密着型サービス>

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、令和5（2023）年10月時点で13施設（243床）が整備済みとなっており、平均入居率が95%とほとんどが満床の状態です。認知症高齢者数が増加している現状を踏まえ、需要が高まることが予想されることから、本計画期間中では、1施設の新規整備を見込み、追加整備についても柔軟に対応することとします。

また、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護についても、今後の施設・居住系サービスの過不足を考慮し、事業者から整備に関する相談があった場合は、個別に対応することとします。

(2) 在宅サービス

<地域密着型サービス>

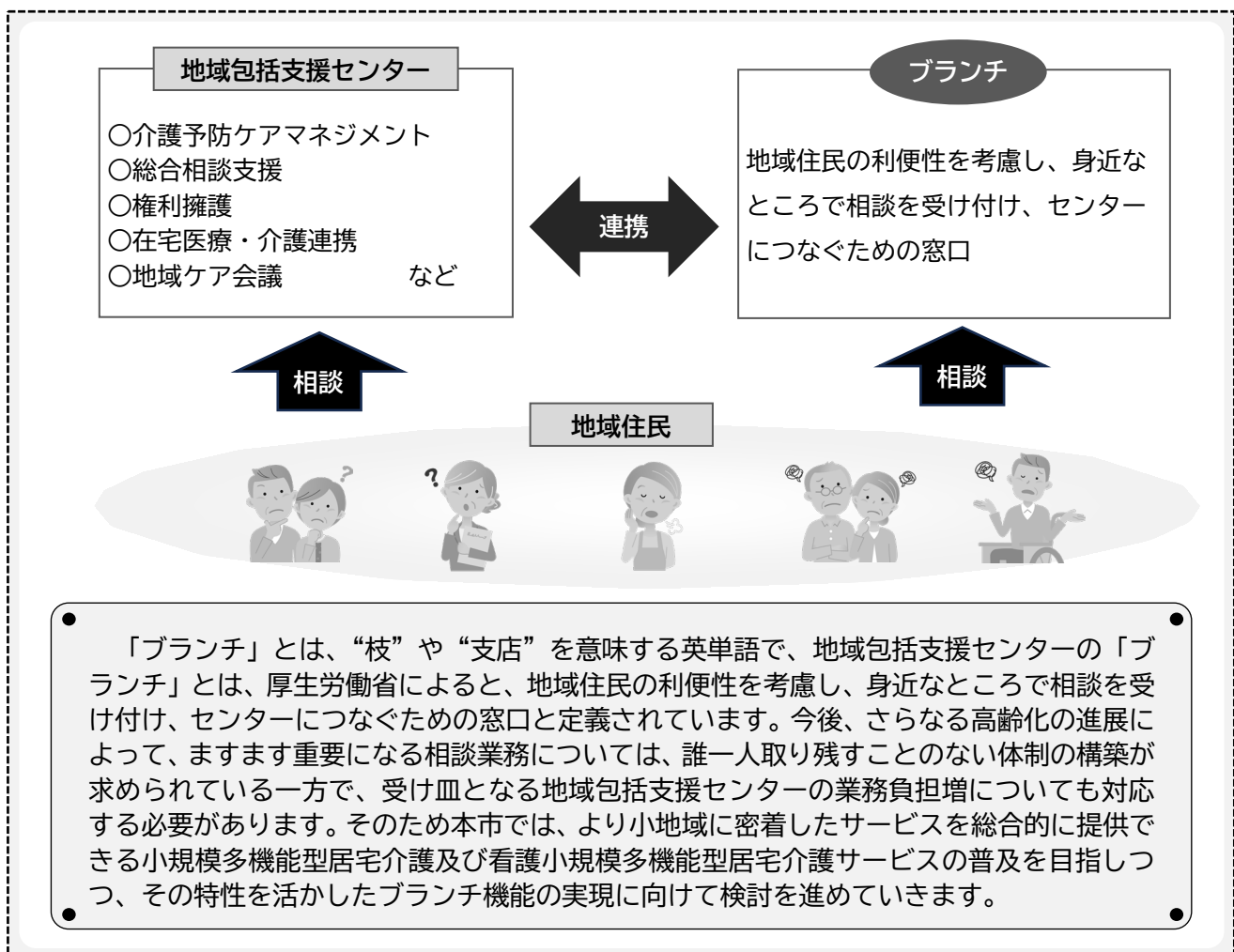
①小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について

複合型サービスである小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護は、退院後の在宅生活への移行や、看取り期の支援、家族に対するレスパイト等への対応等、利用者や家族の状態やニーズに応じ、主治医との密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを一体的に24時間365日提供できるサービスです。特に小規模多機能型居宅介護については、サービスを提供するだけでなく、地域コミュニティの拠点として、介護予防、相談支援などの役割を果たすことが期待されています。

また、高齢単身・高齢夫婦世帯の増加及び在宅の介護力の低下が懸念される中、地域の総合相談窓口や介護予防の担い手としても、実践を積み重ねていることから、今後地域包括支援センターのランチ機能を担うことも期待されます。

以上のことから、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護を、在宅介護を支えるための中心的なサービスと位置付け、本計画期間中では、未整備圏域への整備を優先とし、4か所を整備することを目標とします。

■地域包括支援センターのランチのイメージ



②定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて定期巡回訪問と随時対応を行うサービスです。また、夜間対応型訪問介護は、夜間に定期的に各自宅を巡回し、排泄の介助等を行うサービスです。両サービスともに在宅生活を支えるために重要であることから、未整備地域を優先とし、事業者から相談があった場合は、個別に対応することとします。

③認知症対応型通所介護について

認知症対応型通所介護は、認知症と診断された高齢者に対して、日帰りで介護や機能訓練を提供するサービスです。令和6年度から介護サービス事業所は、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症基礎研修を受講させるため、必要な措置を講じることとなっています。このことから、既存の通所介護事業所でも認知症対応の向上とサービス提供が見込まれます。

そのため、認知症対応型通所介護のサービスは、積極的整備を行わず、事業者から相談があった場合は、個別に対応することとします。

<居宅介護支援>

居宅介護支援について

居宅介護支援は、すべての在宅サービスの基礎となるケアプランの作成などを担うサービスです。今後、高齢化のさらなる進展や地域包括ケアシステムの推進によって、在宅介護サービス利用者の増加が見込まれることから、本計画期間中に整備数が少ない圏域への整備を優先とし、7か所を整備することを目標とします。

■施設・居住系サービスの整備状況

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第9期 整備目標		
地域包括支援センター	設置数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	—		
広域型	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	設置数	2	0	0	4	2	0	1	1	0	2	12	★ (3)	
		定員	152	0	0	431	90	0	50	100	0	150	973	★ (238)	
	介護老人保健施設	設置数	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	4	★	
		定員	0	0	0	250	0	0	0	150	150	0	550	★	
	介護医療院	設置数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	★	
		定員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	★	
	特定施設入居者生活介護	設置数	1	1	1	0	0	2	1	0	0	2	8	★	
		定員	80	45	31	0	0	142	58	0	0	180	536	★	
	地域密着型	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	設置数	2	0	1	1	1	2	2	1	2	1	13	1
			定員	36	0	18	18	27	45	27	18	36	18	243	18
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		設置数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
		定員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
地域密着型特定施設入居者生活介護		設置数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
		定員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	
特定施設の指定あり※1	介護付き有料老人ホーム(混合型)	設置数	1	1	1	0	0	2	1	0	0	1	7	★	
		定員	80	45	31	0	0	142	58	0	0	140	496	★	
	サービス付き高齢者向け住宅	設置数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	★	
		定員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40	★	
特定施設の指定なし※1	住宅型有料老人ホーム	設置数	3	0	0	2	0	0	3	0	0	1	9	★	
		定員	66	0	0	42	0	0	93	0	0	30	231	★	
	サービス付き高齢者向け住宅	設置数	2	1	0	0	3	2	4	0	2	0	14	★	
		定員	52	32	0	0	104	59	156	0	51	0	454	★	

※1:ここでいう特定施設とは、介護保険法に規定する「特定施設入居者生活介護」を指す。

※第9期整備目標において、「—」と表記しているサービスは、個別対応とします。

「★」と表記しているサービスは、県が指定・登録を行うサービスです。

※数値は、令和5年10月1日時点のものです。

■在宅サービスの整備状況

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第9期 整備目標	
広域型	訪問介護	設置数	8	4	4	1	3	2	11	2	2	2	39	★
	訪問入浴介護	設置数	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	3	★
	訪問看護	設置数	4	3	3	1	0	3	5	2	2	1	24	★
	訪問リハビリテーション	設置数	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	4	★
	通所介護	設置数	6	1	3	4	4	3	4	4	3	5	37	★
	通所リハビリテーション	設置数	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	4	★
	短期入所生活介護	設置数	3	0	0	4	2	0	2	1	0	2	14	★
	短期入所療養介護	設置数	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	4	★
	福祉用具貸与	設置数	1	2	0	0	0	0	2	1	1	0	7	★
	福祉用具販売	設置数	1	2	0	0	0	0	2	1	1	0	7	★
	居宅介護支援	設置数	10	4	6	9	1	6	6	5	5	4	56	7
	介護予防支援	設置数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10	—
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	設置数	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	—
	夜間対応型訪問介護	設置数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	—
	認知症対応型通所介護	設置数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	—
	小規模多機能型居宅介護	設置数	0	0	0	0	0	1	1	1	2	0	5	4 ^{※1}
	看護小規模多機能型居宅介護	設置数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	
地域密着型通所介護	設置数	6	1	2	1	1	6	2	3	1	4	27	—	

※1:小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護の合計

※第9期整備目標において、「—」と表記しているサービスは、個別対応とします。

「★」と表記しているサービスは、県が指定・登録を行うサービスです。

※数値は、令和5年10月1日時点のものです。

2 介護保険外サービスの整備状況（老人福祉事業）

（1）軽費老人ホーム

身体機能の低下などにより、自立した日常生活を営むことに不安があり、家族による援助を受けることが困難な人に対し、無料または低額な料金で入所、食事の提供や入浴などの準備、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供する施設です。

		第8期実績			第9期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
A型	施設数/定員（人）	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50	1/50
ケアハウス	施設数/定員（人）	2/100	2/100	2/100	2/100	2/100	2/100

（2）養護老人ホーム

家庭環境及び経済的理由等により、在宅生活が困難な高齢者のための施設です。本市では、養護老人ホーム恵和園を整備しており、指定管理者に管理運営を委託し、効果的にサービスを提供しています。

		第8期実績			第9期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
管理運営委託料	（千円）	105,856	111,230	103,534	113,069	115,350	116,012
利用人数（定員 55 人）	（人/月）	33	33	34	35	36	37

（3）老人福祉センター

高齢者の健康増進や教養娯楽、レクリエーション活動等の推進を図るための施設です。

本市では、健康長寿社会に対応した新たな施設として、老人福祉センターことぶき荘を再整備し、指定管理者に管理運営を委託することにより、高齢者福祉の増進の拠点にしていきます。

		第8期実績			第9期計画（見込）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数	（人/年）	4,717	10,741	16,707	1,098	1,098	16,707

※令和6・7年度は、総合福祉センター大規模改修を実施するが、健康相談等は実施予定

※いずれも令和5年度の数値は、見込値です。

■介護保険外サービスの整備状況

		上尾東	上尾西	上尾南	平方	原市南	原市北	大石東	大石西	上平	大谷	合計	第9期 整備目標
軽費老人ホーム (A型)	設置数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	—
	定員	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	—
軽費老人ホーム (ケアハウス)	設置数	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	—
	定員	0	0	0	50	0	0	0	50	0	0	100	—
養護老人ホーム	設置数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	—
	定員	0	0	0	0	0	0	0	55	0	0	55	—
老人福祉センター	設置数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	—

※第9期整備目標において、「—」と表記しているサービスは、必要に応じた対応とします。

※数値は、令和5年10月1日時点のものです。